

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節～第四節の二十九（略）</p> <p>第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備</p> <p>第四十九条の三十二 電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局のうちデジタル方式を使用するものであつて、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下又は四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 通信方式は、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式、四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備にあつては時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式であること。</p> <p>二 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。</p> <p>三 空中線電力は、四〇ワット以下であること。</p> <p>四 送信空中線は、その絶対利得が一二デシベル以下であること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節～第四節の二十九（略）</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p>

五 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ チャネル間隔が三〇〇kHzの場合

割当周波数から三〇〇kHz離れた周波数の(廿)一四二・五kHzの帯域内に
輻射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

ロ チャネル間隔が六〇〇kHzの場合

割当周波数から六〇〇kHz離れた周波数の(廿)二八五kHzの帯域内に輻射
される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

2

公共業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局のうちデ
ジタル方式を使用するものであつて、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下又は四
五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用するも
の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下の周波数の電波を使用する
無線設備にあつては時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式、四五
四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用する無
線設備にあつては時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式である
こと。

二 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調
であること。

三 空中線電力は、一〇ワット以下であること。

四 送信空中線は、その絶対利得が一ニデシベル以下であること。

五 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ チャネル間隔が一五〇kHzの場合

割当周波数から一五〇kHz離れた周波数の(廿)六二・五kHzの帯域内に輻
射される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

ロ チャネル間隔が三〇〇kHz以下の場合

割当周波数から三〇〇kHz離れた周波数の(廿)一二五kHzの帯域内に輻射

六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。
される電力が、搬送波電力より三七デシベル以上低い値であること。

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、基地局(第四十九条の三十一に定めるものに限る。)、陸上移動局(同条に定めるものに限る。)、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一～三 (略)

2・3 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1～17 (略)

18 54MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備(市町村デジタル防災無線通信を行う固定局及び第49条の32に定める基地局又は陸上移動局の送信設備を除く。)については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

19～56 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

一～三 (略)

2・3 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表 (略)

注1～17 (略)

18 54MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備(市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備を除く。)については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

19～56 (略)

別表第二号 (第6条関係)
第1～第70 (略)

第71条 第49条の32に規定する基地局又は陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 同条第1項の無線設備

(1) チャネル間隔が300kHzのもの 285kHz

(2) チャネル間隔が600kHzのもの 570kHz

2 同条第2項の無線設備

(1) チャネル間隔が150kHzのもの 125kHz

(2) チャネル間隔が300kHzのもの 250kHz

別表第二号 (第6条関係)
第1～第70 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。